

先進地視察報告について

- 1 行き先 高知県土佐刃物連合協同組合・鍛冶屋創生塾
- 2 日 時 令和 7 年 10 月 30 日、31 日
- 3 参加者 三条市 経済部商工課 主任 中野 博隆
主事 恩田 夏樹
株式会社タダフサ（三条市鍛冶人材育成拠点構想推進事業受託者）
代表取締役 曾根 忠幸
三条鍛冶道場事務局長 池野 泰文
- 4 主な視察内容
 - (1) 修了時に目指している知識・技術面の目標
 - ア 知識面
刃物の基礎知識（歴史・文化・材料）を身に付け、経営面の基礎について身に付ける。
 - イ 技術面
組合員企業から生産工程の一部（研ぎ工程）を請け負えるだけの技術レベルを目指す。
 - (2) 学修スケジュール（カリキュラム等）、学修方法（座学・実技）
参考資料「令和 7 年度研修スケジュール・カリキュラム」のとおり
 - (3) 学修成果・適性の評価方法・基準、修了の要件
 - ア 金属熱処理 2、3 級の取得（職業能力開発協会）
 - イ ベルトハンマー・砥石等の使用にあたっての安全教育（実技・筆記試験）
 - ウ 包丁や鎌、鉋、ハシ等を 1 年目は年間 200 本、2 年目は 2,500 本程度を製造し、技術の向上を図る。修了時には、完成品として 300 本の刃物を製造する（品目はそれぞれで設定）。
 - (4) 学修者の公募方法・選抜方法（面接試験の評価基準）
 - ア 公募方法
ポスター及びパンフレットの配布、ホームページ・SNS、オープンファクトリー、視察の受け入れ
 - イ 応募時に履歴書・志望動機書を提出させ、面接試験によって選抜している。職人（鍛冶屋）になりたい意欲・熱意を重要視しており、過去の学修者のほぼ全員が、試験前に自主的に現地を訪れている。各期（2 年に 1 度）の合格者は 3 名
 - (5) 指導者（座学・実技）
外部講師や土佐刃物連合協同組合員からの指導によって、座学及び実技を学修している。
 - (6) 施設・設備（内容や運用方法などについて）

土佐刀物流通センター、土佐刀物連合協同組合事務所の同一敷地内に工場（35 坪）を構える。

【主な設備】

- ・ベルトハンマー 4 台
- ・グラインダー 4 台
- ・LP ガス加熱炉 3 台
- ・水砥 2 台
- ・バフレース 1 台 など

(7) 修了生の状況や課題

ア 修了生の状況

(ア) 第 1 期生

A 氏（高知県出身、27 歳）

→講師補助として 2 期生を指導。令和 5 年 5 月から独立（鎌）

B 氏（神奈川県出身、24 歳）

→県内事業所で修行中（包丁）

C 氏（高知県出身、20 歳）

→市内事業所で修行し、令和 5 年 11 月独立（鉋）

(イ) 2 期生

D 氏（栃木県出身、19 歳）

→県内事業所で修行中（包丁）

E 氏（東京都出身、20 歳）

→高知市内の卸売業者が自社製品製造のために工場を新造し、鍛冶職人として採用される。卒業後、市内事業所で修行（鉋）し、その後、元々の所属に戻る。

F 氏（兵庫県出身、22 歳）

→講師補助として 3 期生を指導。令和 7 年 5 月に独立

(ウ) 3 期生

G 氏（高知県出身、34 歳）

→令和 7 年 5 月から講師補助として 4 期生を指導。

H 氏（高知県出身、22 歳）

→市内事業所で修行中（包丁）

I 氏（愛知県出身、19 歳）

→市内事業所で修行中（斧）

イ 課題、その他

(ア) 計画では、10 年（5 期生修了まで）で、学修者を 15 名育成、10 名の定着（独立）が数値目標

(イ) 1 期生（10 名受験）、2 期生（6 名受験）であったが 3、4 期生ともに受験者が 3 名ずつと志望者が減少傾向

(ウ) 直ちに独立することは不可能であるため、修了後の受入れ先の確保が課題となっており、協力事業所へインターンシップをお願いしている。

(エ) 鍛冶屋創生塾開始当時、組合内で 70 歳以上の職人が 20 名以上

おり、引退後に承継して修了生の独立後の工場とする事を考えていたが、現役を継続している職人が多い。廃工場でも周辺の住宅化が進んで、開業の理解が得られないケースもあり苦労している。

- (8) 協力事業者（インターンシップ先企業）との連携（期間や費用について）
(7) の課題のとおり、修了後の受け皿になってもらうことも想定し、2年次の3月下旬から4月下旬に協力事業書へインターンシップをお願いしている。その際の費用負担はなし。

5 視察結果を踏まえた拠点化構想への反映について

- (1) 既に整理が済んでいる項目（視察結果の反映は不要）

- ア 修了時に目指している知識・技術面の目標
- イ 研修スケジュール（カリキュラム等）、学修方法（座学・実技）
- ウ 学修成果・適性の評価方法・基準、修了（卒業）の要件
- エ 学修者の選抜方法（面接試験の評価基準）
- オ 指導者（座学・実技）
- カ 施設・設備

- (2) 視察を踏まえ、令和8年度中に検討が必要な項目

- ア 授業料の設定について

- (ア) 先進地の状況

事業費の大部分を国や高知県、香美市からの補助金を財源としており、学修者の負担は、補助対象となっていない2か月間分の諸経費のみ。上記補助金が交付されるのは、令和10年度までの予定

- (イ) 拠点化構想における授業料の考え方

学修者が「身銭を切って、技術・知識を習得する」がこと重要（第1回検討会）であることに加え、事業の運営に際して持続可能生のある収益体制が求められる。

- (ウ) 令和8年度検討の方向性

これまでの検討を踏まえ、学修者から授業料を徴収することとし、令和8年度は具体的な金額設定について検討する。

- イ 学修者のフォロー体制について

- (ア) 先進地の状況

第1期生から第4期生（育成途中）まで脱落者は0名であり、その要因は、技術指導を実施するベテラン鍛冶職人と学修者の間に入り、方言や職人用語の通訳、実技指導のフォローなどを行う「講師助手」の存在が上げられる。2期目以降は、前期の修了生から講師助手を1名任命している。

- (イ) 令和8年度検討の方向性

修了生から講師助手を任命することを検討

※拠点化構想の第1期の講師助手をどうするかは要検討